

## 韓国知的財産ニュース 2015 年 8 月後期

(No. 301)

発行年月日：2015 年 8 月 2 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、8 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 特許・実用新案法施行令の一部改正 (2015. 8. 19)
- 1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正の立法予告 (2015. 8. 19)
- 1-3 許可等による特許権存続期間の延長制度運営に関する規定の一部改正 (2015. 8. 21)
- 1-4 特許庁、優先審査対象に高齢者と時限付き患者を追加 (2015. 8. 20)

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、知財権海外税関登録のマニュアルを発刊 (2015. 8. 17)
- 2-2 海洋科学技術振興院、海洋水産分野特許 102 件を中小企業に無償開放 (2015. 8. 24)
- 2-3 公取委、MS-Nokia の企業結合を最終承認 (2015. 8. 24.)
- 2-4 特許庁、中・香の税関公務員を対象に知財研修を実施 (2015. 8. 26.)
- 2-5 特許庁、9 月 1 日から米韓特許共同審査制度を施行 (2015. 8. 28.)
- 2-6 特許庁・特許法院、特許訴訟弁論大会を開催 (2015. 8. 31.)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 米特許庁、アップルの中核特許「丸角」を無効化 (2015. 8. 18)
- 3-2 韓国裁判所、「ロッテ、日本商品のデザインを模倣」と判決 (2015. 8. 24)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 中国で韓国フランチャイズの商標盗用が増加 (2015. 8. 25)

#### その他一般

- 5-1 キャンピングカー関連技術の特許出願が急増 (2015. 8. 24)
- 5-2 中国特許出願サービスの提供が活発化 (2015. 8. 25)

## 法律、制度関連

### 1-1 特許・実用新案法施行令の一部改正

韓国特許庁(2015. 8. 19.)

特許法施行令(大統領令第 26494 号)及び実用新案法施行令(大統領令第 26495 号)の一部改正令が 2015 年 8 月 19 日付で公布されましたので、お知らせします。

[主な内容]

- 優先審査対象の拡大
  - 優先審査対象に 65 歳以上の者による出願と、健康に重大な異常のある者による出願を追加
- 開放型職位審査課長任用のための根拠整備
  - 開放型職位で指定された審査課長を任用するために、審査官(審査課長)の資格要件に関わる規定を整備
- 特許権存続期間の延長時、出願人により遅延された期間は除外されるよう整備

詳細の内容については、韓国特許庁のホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)をご参照ください。

### 1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正の立法予告

韓国特許庁(2015. 8. 19.)

1. 議決主文  
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案を別紙とともに議決する。
2. 提案理由  
取引の実情を反映し、刑事処罰対象である営業秘密侵害行為の類型を具体化し、現行

規定上、処罰が困難な営業秘密侵害行為に対する処罰空白を最小化する一方、違反行為による財産上利得額算定の難しさにより、捜査及び裁判実務上罰金刑の適用が困難であるため、当該規定を改正する等、現行制度を運営する上で表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

### 3. 主な内容

#### イ. 営業秘密侵害行為に対する刑事処罰規定の具体化 (案第 18)

- 1) 取引の実情を反映し、刑事処罰対象である営業秘密侵害行為の類型を具体化し、現行規定上、処罰が困難な営業秘密侵害行為に対する処罰空白を最小化する必要がある。
- 2) 営業秘密侵害行為の犯罪構成要件を本文から各号に移して再構成し、営業秘密使用・保有権限が消滅した後、削除又は変換要求を受けてもこれを拒否する行為を処罰対象に新設する。
- 3) 営業秘密侵害行為に対する刑事処罰規定を具体化することで健全な取引秩序の維持に寄与できると期待される。

#### ロ. 罰金刑上限金額の定額化 (案第 18 条)

- 1) 違反行為による財産上利得額算定の難しさにより、捜査及び裁判実務上、罰金刑適用が困難であるため当該規定を改正する必要がある。
- 2) 違反行為による財産上利得額の 10 倍に該当する金額が 1 億ウォン (第 18 条第 1 項)、5 千万ウォン (第 18 条第 2 項) を超過すると、その財産上利得額の 2 倍以上 10 倍以下の罰金に処するようにした但し書き規定を削除し、罰金の上限金額を定額にする。
- 3) 罰金の上限金額を定額化することで、罰金刑の実効性を向上させ、営業秘密保護の強化に寄与できると期待される。

### 4. 主要討議課題

なし

### 5. 参考事項

- イ. 関係法令：省略
- ロ. 予算措置：別途措置不要
- ハ. 合意：
- ニ. その他：

法律 第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部を次のとおりに改正する。

第18条第1項本文のうち、「その営業秘密を外国で使用し、又は外国において使用されることを知りながら取得・使用若しくは第三者に漏洩した」を「次の各号のいずれかに該当する行為をした」にし、同項ただし書きを削除して、同行に第1号及び第2号をそれぞれ次のとおりに新設する。

1. 営業秘密を外国において使用する行為
2. 外国において使用されることを知りながら行った次の各号の一に該当する行為
  - イ. 営業秘密を取得・使用若しくは第三者に漏洩する行為
  - ロ. 営業秘密に対する保有又は使用権限が消滅することにより、営業秘密保有者からその営業秘密が保存された使用の返還や削除を要求されたにもかかわらず、その要求された資料に対する返還を拒否又は忌避するか、写本等を継続して保有する行為

第18条第2項本文のうち、「その営業秘密を取得・使用若しくは第三者に漏洩した」を「次の各号のいずれかに該当する行為をした」にし、同項ただし書きを削除して、同行に第1号及び第2号をそれぞれ次のとおりに新設する。

- イ. 営業秘密を取得・使用若しくは第三者に漏洩する行為
- ロ. 営業秘密に対する保有又は使用権限が消滅することにより、営業秘密保有者からその営業秘密が保存された使用の返還や削除を要求されたにもかかわらず、その要求された資料に対する返還を拒否又は忌避するか、写本等を継続して保有する行為

附則

第1条（施行日）この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（経過措置）この方施行全に従前の第18条第1項及び第2項の規定に違反した者に対しては、従前の規定による。

「許可等による特許権存続期間の延長制度運営に関する規定」

一部改正 2015.8.21. 特許庁告示第 2015-19 号

第 1 条(目的)この規定は特許法(以下、「法」という)第 89 条から第 92 条、第 93 条及び法施行令第 7 条、法施行規則第 52 条、第 53 条の規定に基づき特許権存続期間の延長登録出願の審査及び延長制度運営に関する細部事項を規定することによって出願人の利便を図ることを目的とする。

第 2 条(延長を受けられる要件)①延長を受けられる特許は、法施行令第 7 条の規定による発明に対するものでなければならない。

②第 1 項特許の請求範囲には薬事法第 31 条第 2 項、第 3 項及び第 42 条第 1 項の規定に基づく許可又は農薬管理法第 8 条第 1 項、第 16 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定による登録を受けた事項が含まれなければならない。

③第 1 項の特許は、延長登録出願当時に有効なものでなければならない。

第 3 条(延長回数)①一つの特許に対する許可等による特許権の存続期間延長は 1 回に限る。

②一つの許可又は登録事項に対し複数の特許がある場合には、どの特許権もその存続期間の延長登録を個別的にできる。

③一つの特許と関連して複数の許可又は登録がある場合には、その中の最初の許可又は登録によるもののみ、延長登録が認められる。

第 4 条(延長期間の算定)法第 89 条第 1 項規定の「その実施できなかった期間」というのは、特許権設定登録日以降の期間のことであり、次の各号の 1 に該当する期間をいう。ただし、当該官庁の許可又は登録申請に関連する書類の検討期間中、特許権者又は申請者の責任ある事由により所要される期間は「その実施できなかった期間」に含まない。

1. 医薬品(動物用医薬品は除外する)の品目許可を受けるために食品医薬品安全庁長の承認を得て実施した臨床試験期間と食品医薬品安全庁で所要した許可申請関連書類の検討期間を合算した期間
2. 動物用医薬品の品目許可を受けるために国立獣医科学検疫院長から承認を得て実施した臨床試験期間と国立獣医科学検疫院で所要した許可申請関連書類

の検討期間を合算した期間

3. 農薬又は農薬原題を登録するために農薬管理法施行令で定める試験研究機関で実施した薬効や薬害等の試験期間と農村振興庁で所要した登録申請関連書類の検討期間を合算した期間

第5条(延長登録出願時期)①許可等による特許権の存続期間の延長登録出願は、法第89条第1項の規定による許可等を受けた日から3月以内に出願しなければならない。ただし、特許権の存続期間の満了前の6月以降にはできない。

②許可等による特許権の存続期間の延長登録出願があるときには、その存続期間は延長されたものとみなす。ただし、その出願に関して法第91条の拒絶事項が確定されたときには、その限りでない。

第6条(延長登録出願書の記載要領)①延長登録出願書は、法施行規則第52条の規定による別紙第30号の書式により、次の各号に基づいて記載しなければならない。

1. 延長登録出願人は特許権者を記載する。また、特許権が共有である場合には共有者全員が延長登録出願人にならなければならない。
2. 延長対象特許権の特許番号を記載する。
3. <削除>
4. 延長対象の特許請求範囲は、延長登録を受けようとする全ての請求項を記載し、この請求項が法第89条第1項の規定による許可又は登録事項をどのように含んでいるかを具体的に例示して記載しなければならない。  
(例：第1項において  $R_1 = CH_3$   $R_2 = OH$  である一般式(I) 化合物が有効成分である一般名 ○○○に該当)
5. 延長理由及び資料には、その延長登録出願した特許発明を実施するために必修的に法第89条第1項の許可又は登録を受けなければならない理由を記載し、これを証明できる資料として医薬品の場合は臨床試験承認(申請)関連資料、臨床試験終了報告書、許可機関における許可書類検討期間を立証できる資料(医薬品製造(輸入)品目許可証、補完要求書及び補完資料受付証明資料等を含む)各々の写し、農薬(原題)の場合は試験(申請)関連資料、試験期間、登録期間における登録書類検討期間を立証できる資料(農薬(原題)登録証、補完要求書及び補完資料受付証明資料等を含む)各々の写しを添付しなければならない。
6. 延長申請の期間は、第4条の規定に基づいて算出した期間を○○○日と同じように記載する。ただし、この期間が5年に該当する日数を超過する場合には、5年に該当する日数を記載する。
7. 法第89条第1項の許可等を受けた日には、医薬品の場合は薬事法第31条第2項、第3項及び第42条第1項の規定による許可日(動物用医薬品はこれに相応

する日)、農薬又は農薬原題の場合は農薬管理法第 8 条第 1 項、第 16 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定による登録日を記載する。

8. 法第 89 条第 1 項の許可等の内容には、特許発明を実施するために受けた関係法令の規定及び許可等の内容を記載し、許可等を受けた者が延長登録出願に関する特許権の専用実施権者又は登録された通常実施権者又は当該特許権者であることを証明できる資料を添付しなければならない。

②第 1 項第 8 項の許可等の内容には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 医薬の場合は、品目許可番号、商号名、製品名、原料薬品の分量、効能及び効果
2. 農薬の場合は、登録番号、商号名、農薬名、品目名、有効成分の種類及び含量
3. 原題の場合は、登録番号、商号名、原題名、有効成分の種類及び規格

③第 1 項第 1 号の内容は特許原簿に基づき確認できなければならない。

第 7 条(延長登録出願審査の要領)①審査官は延長登録出願が審査局へ移管された日から 4 月以内に第 6 条第 1 項第 4 号の延長対象特許請求範囲と法第 89 条第 1 項の規定による許可又は登録を受けた事項を次の各号 1 のように比較して、その特許発明の実施に必修的に許可又は登録を受ける必要性があるか否かを判断する。

1. 物質の発明である場合、許可又は登録を受けた有効成分と特許請求の範囲に記載された事項(第 6 条第 1 項第 4 号の規定により例示された特定化合物)を比較して判断する。また、許可又は登録を受けた有効成分が特許請求の範囲に明記されてなくても当該有効成分が特許請求の範囲に上位概念として記載されていれば差支えない。
2. 製法発明である場合には、その製法で得た物(物質、造成物)と許可又は登録を受けた物を比較して判断する。
3. 用途発明である場合には、許可又は登録された用途と特許請求の範囲に記載された用途を比較して判断する。
4. 造成物の発明である場合には、許可又は登録された造成物(複数の有効成分の造成物、剤型、担体造成物)と特許請求の範囲に記載された造成物を比較して判断する。

②審査官は許可等による特許権の存続期間の延長登録出願に対し、第 6 条第 1 項の各号に規定される記載事項又は添付資料に不備がある場合には、その出願人に期間を定めて補正を指示することができる。

③審査官は許可等による特許権の存続期間の延長登録出願に対し、法第 91 条の規定により拒絶決定したいときには、その出願人に拒絶理由を通知し期間を定めて意見書を提出できる機会を与えるべきである。

④第 3 項の指定期間を延長したい場合には、その延長期間は 1 月とし、3 回に限り延

長できる。

第8条(延長登録決定)①審査官は許可等による特許権の存続期間の延長登録出願に対し、拒絶理由を発見できないときには、延長登録決定をしなければならない。

②特許庁長は第1項の延長登録決定があるときには、許可等による特許権の存続期間の延長を特許原簿に登録しなければならない。

③第2項の登録あったときには、次の各号に記載された事項を特許公報に掲載しなければならない。

1. 特許権者の氏名及び住所(法人である場合には、その名称、営業所及び代表者氏名)
2. 特許番号
3. 延長登録の年月日
4. 延長期間
5. 法第89条第1項の規定による許可等の内容

第9条(補正できる時期)許可等による特許権存続期間の延長登録出願人は、審査官が延長登録の可否決定謄本を送達する前まで延長登録出願書に記載された事項のうち、第90条第1項第3号から第6号までの事項(第3号のうち、延長対象特許権の特許番号は除外する)に対し補正できる。ただし、法第93条に従って準用される拒絶理由通知を受けた後は、該当拒絶理由通知による意見書提出期間にのみ補正することができる。

第10条(補正できる範囲)延長を受けたい特許権及び法第89条第1項の規定による許可又は登録の内容が出願時に記載されていれば、その範囲内で延長の理由及び資料を訂正することは補正として認める。

第11条(拒絶決定に対する不服)①許可等による特許権存続期間の延長登録出願が法第91条額号に該当する事由で拒絶決定を受けた者が、その決定に不服があるときには、その決定謄本の送達を受けた日から30日以内に拒絶決定不服審判を請求できる。

②第1項の審判を請求する者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

1. 出願人及び代理人の氏名と住所(法人である場合には、その名称、営業所及び代表者氏名)
2. 出願日付及び出願番号
3. 発明の名称
4. 審査官の決定日付



5. 審判事件の表示
6. 請求の趣旨及びその理由

第 12 条 (許可等による特許権存続期間の延長登録の無効審判)

- ① 許可等によると特許権存続期間の延長登録が法第 134 条第 1 項の各号の 1 に該当する場合には、無効審判を請求できる。
- ② 第 1 項の許可等による特許権存続期間の延長登録無効審判は、延長された特許権の消滅後にも請求できる。
- ③ 第 1 項において請求人は、当該審判請求に対し法律上正当な利害関係者でなければならない。
- ④ 許可等による特許権存続期間の延長登録無効審判は、法第 133 条第 1 項の無効審判とは異なり、請求項ごとに請求することはできない。

第 13 条 (無効事由) 法第 134 条第 1 項各号の 1 に該当する場合

第 14 条 (準用) 許可等による特許権存続期間の延長登録出願に関し、この告示で定めてない事項については、「特許・実用新案審査事務取扱規定」に従う。

第 15 条 (再検討期間) 特許庁長は、この告示について 2016 年 1 月 1 日基準に 3 年毎の時点において (毎 3 年目の 12 月 31 日までをいう)、その妥当性を検討し改善等の処置を取らなければならない。

付則 (1995. 12. 22.)

(施行日) この告示は、告示した日から施行する。

付則 (1998. 12. 31.)

(施行日) この告示は、1999 年 1 月 1 日から施行する。

付則 (2000. 1. 24.)

(施行日) この告示は、告示した日から施行する。

付則 (2000. 12. 20.)

(施行日) この告示は、告示した日から施行する。

付則 (2005. 6. 17.)

第 1 条 (施行日) この告示は、告示した日から施行する。

第 2 条 (経過処置) この告示の施行日以前にすでに品目許可を受けたか、登録をした医薬品・農薬又は農薬原題と品目許可・登録申請中である医薬品・農薬又は農薬原題の延長登録出願に対しては、従前の規定に従う。

付則 (2008. 12. 29.)

第1条(施行日)この告示は、告示した日から施行する。

付則(2009.8.24.)

この告示は、2009年8月24日から施行する。

付則(2012.8.23.)

1. この告示は、2012年8月23日から施行する。

2. (経過規定)この告示施行当時、従前の規定(告示第2009-18号)により推進中である事業は、この規定により処理されたものとみなす。

付則(2012.10.22.)

この告示は、告示した日から施行する。

付則(2015.8.21)

この告示は、告示した日から施行する。

#### 1-4 特許庁、優先審査対象に高齢者と時限付き患者を追加

韓国特許庁(2015.8.20.)

(事例)大企業から退職したAさん(67歳)は、長い経験で蓄積された技術を基にビジネスを立ち上げたが、ことごとく失敗し、数億ウォンを失った。Aさんは特許出願で再起を図ったが、特許出願だけでは事業化は難しかった。高齢者であるAさんにとって16カ月にも上る特許審査処理期間は長すぎる上、数十年の知識が蓄積されているAさんの発明は優先審査対象にもならない。今Aさんは、わずか残っている退職金さえすべてなくすことを恐れている。

特許庁は、高齢者と時限付き患者\*(余命宣告を受けた患者)による特許出願を優先審査対象に追加した特許・実用新案優先審査の申請に関する告示を8月19日から施行すると発表した。

- \* 時限付き患者とは、「健康に重大な異常があり、優先審査を受けなければ、特許決定まで、特許に関する手続きを踏むことができないと予想される者」であり、時限付き患者に関する判断は、医療機関が発行した診断書又は所見書に基づく。

今回の制度改善は「高齢者起業」の環境整備を目指している。最近の統計庁の資料によると、経済活動人口に占める高齢者(65歳以上)の割合は2005年の5.73%から2014年の7.71%へと、その割合が急激に拡大している上、高齢者の特許・実用新案出願件数も2005年に比べ、30.4%(2014年基準)増加した。

- \* 特許・実用新案出願(65歳以上出願人) : 1,556件(2005年)→2,029件(2014年)

いわゆる「100歳時代」を迎えている中、経済活動への旺盛な意欲と能力を持つ高齢者は、優先審査制度を通じてこれまで培ってきた知識や経験を早期に権利化できるようになる。

また、時限付き患者の出願に対しても優先審査サービスを提供する予定だ。これは、実際に出された時限付き患者の要望に対する後続措置で、審査結果を長く待つことが困難な出願人を配慮するという趣旨から設けられた。

今後、高齢者と時限付き患者が優先審査を申請すると、一般審査に比べ平均 8.8 カ月 (着手基準) 及び 10.5 カ月 (終結基準) の審査処理期間短縮\*の恩恵を受けられる見通しだ。

\* 平均着手期間・終結期間：優先審査(2.2 カ月・5.4 カ月)、一般審査(11.0 カ月・15.9 カ月)

チャン・ワンホ特許審査企画局長は「優先審査申請対象の拡大を通じて、高齢者の豊富な社会経験や知識を早期に権利化することで経済活動を支援できる他、クリエイティブなアイデアが死蔵されることも防止できると期待している」と述べた。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、知財権海外税関登録のマニュアルを発刊

韓国特許庁(2015.8.17.)

□ 特許庁と関税庁は、TIPA(貿易関連知的財産権保護協会)と共同でアジア主要4カ国(中国、香港、タイ、ベトナム)の税関知財権登録マニュアルを発刊した。

○同マニュアルには、海外税関に知的財産権を登録する方法や税関保護手続き、知財権侵害摘発時の罰則に関する内容、また困ったときに助けてもらえる連絡先や支援内容等が盛り込まれている。

□ 海外税関への知財権登録による水際取締りは、小規模な模倣品販売業者の取締りよりはるかに効率的であるにもかかわらず、韓国企業による知財権の海外税関登録件数は、米国や日本等の主要国に比べ非常に少ない\*のが現象だ。

※ほとんどの国の場合、知的財産権が税関に登録されていないと、侵害物品取締りを行わない。

\* 中国税関における知的財産権登録件数(2015年4月)：(米国)4,004件、(フランス)633件、(ドイツ)892件、(中国)12,688件、(日本)1,333件、(韓国)151件

○このような背景から特許庁と関税庁は、中国等、模倣品流通による侵害が多い国の税関における知的財産権制度を調べ、マニュアルを発刊・配布し、これにより韓国企業の海外での知財権保護が期待できるようになった。

□ マニュアルは TIPA([www.e-tipa.org](http://www.e-tipa.org))、国際知財権紛争情報ポータル([www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr))、IP-DESK([www.ip-desk.or.kr](http://www.ip-desk.or.kr))、関税庁、韓国知識財産保護協会、KOTRA のホームページにて確認できる。

○特許庁と関税庁は8月21日、海外進出企業を対象に海外税関知財権登録の必要性や方法、優秀事例を共有する説明会を開催する計画だ。

□特許庁のクォン・オジョン産業財産保護協力局長は「知財権税関登録の活性化に向け、中国や米国、日本等、海外知識財産センター(IP-DESK)の設置されている国が運営する知財権税関登録の支援事業\*を今後、さらに拡大していく方針だ」と述べた。

\*中堅・中小企業を対象に、年間8件以内の範囲で知財権税関登録費用の50%まで支援(中国・タイ：最大300ドル/1件、ベトナム1,000ドル/1件)

○また、関税庁のソン・テゴン通関支援局長は「海外税関との緊密な協力を通じて海外税関の水際対策を促すとともに、韓国国内への流入防止に向け、韓国における水際取締りも強化していく予定だ」と話した。

## 2-2 海洋科学技術振興院、海洋水産分野特許102件を中小企業に無償開放

韓国特許庁(2015.8.24.)

韓国海洋科学技術振興院(KIMST)は、中業企業の技術競争力強化と共同成長の一環として、海洋水産分野特許102件を無償共有することを24日明らかにした。

8月25日～26日の両日間、ソウルのCOEX展示場で開催される「2015年度海洋水産技術事業化フェスティバル」において、海洋水産関連の特許技術が中小企業に無償で提供される。今回開放されるのは関連分野の大学・研究機関の保有特許60件、国の保有特許

42 件等計 102 件だ。去年の 24 件に比べると 4 倍以上となる規模だ。

今年は、韓国発明振興会が共同参加し、より効果的な技術共有と後続支援ができるものと予想される。

韓国海洋科学技術院、国立水産科学院、船舶海洋プラント研究所、釜慶大学等、去年から共有を実施した 4 機関が今年も参加しており、東亜大学と済州大学がそれぞれ 2 件の無償特許を開放した。

KIMST 関係者は、「技術共有を通じて、韓国の海洋水産中小企業が技術競争力を備え、世界へと飛躍できるよう、サポートしていきたい」と述べた。

クォン・ゴンホ記者      wingh1@etnews.com

## 2-3 公取委、MS-Nokia の企業結合を最終承認

公正取引委員会 (2015. 8. 24.)

□ 韓国公正取引委員会 (以下公取委) は、マイクロソフト (MS) が Nokia の携帯端末機事業を買収する企業結合の件 (以下、本件の結合) に対し、MS の特許濫用可能性を遮断する旨の同意議決を条件付きで最終承認した。

○これにより、MS が今後携帯電話事業を展開する際、勝手に特許使用料 (ロイヤルティ) を上げたり、特許訴訟を起こしてライバル社の事業活動を妨害する行為等、競争制限への懸念が完全に遮断された。

○今回の決定は、MS が特許権濫用への懸念を解消するために、自ら提出した是正案を公取委が最終的に確定する形で行われた。

### I. 同意議決\*の経緯

□ MS は、Nokia の携帯端末機事業を買収する契約を締結し、公正委に届け出た。  
( ' 13. 11. 11)

○本件の結合により、モバイル関連特許を多数保有している MS が直接端末機まで生産することになり、韓国のスマートフォンメーカーと競合関係を形成する形となった。

○そのため、韓国のスマートフォンメーカーに特許権を濫用する可能性が生じ、MS が特定スマートフォンメーカーと締結した事業提携契約 (BCA\*\*) がライバル社間営業情報交換の根拠となり、競争が阻害する恐れもある。

\* 同意議決制度：事業者が自ら消費者被害救済等妥当な是正案を提案し、公取委が利害関係者等の意見収集を行い、妥当性を認める場合、違法がどうかを確定せず、事件を迅速に終結する制度

\*\* Business Collaboration Agreement

□ MS は、競争制限への懸念を自発的に払拭する旨の是正案を提出すると同時に、同意議決を申し立てた。( ' 14. 8. 27)

○公取委は、MS の是正案について競争制限に対する懸念を解消するには不十分であるとしたものの、MS の修正・補完意志を考慮し、同意議決手続きを開始した。( ' 15. 2. 4)

□ 同意議決手続きの開始後、公取委は、本件の結合の競争制限可能性を深く分析し、解消策について専門家や利害関係者の意見を収集し、これを基に MS との協議を通じて是正案を修正・補完した。

○スマートフォンだけでなく、タブレット関連特許も追加し、販売差し止め訴訟の制限地域を国内から海外へと拡大する等、是正案の適用範囲を拡大させた。

□ 公取委は、修正・補完された是正案について、関係省庁や利害関係者からの意見聴取\*を行った後、同意議決案は本件の結合の競争制限に対する懸念を解消するに十分だと判断し、全員会議議決で同意議決案を最終確定した。

\*利害関係者及び検察等の関係省庁からの意見聴取結果( ' 15. 2. 4~6. 27)、異見なし

## II. 同意議決是正案の主な内容

□ MS の特許権濫用への懸念に関しては、韓国スマートフォンメーカーに対し特許使用慮を過度に上げたり、不当に特許侵害訴訟を提起する行為を制限する旨の是正案を作成した。

□ 事業提携契約による競争阻害への懸念に関しては、敏感な営業情報交換を禁止する旨の是正案を追加した。

イ. 標準必須特許(SEP)に関する是正案

- 標準必須特許(SEP\*)に関しては、FRAND 条件\*\*を常に順守し、韓国スマートフォンメーカーに対し、韓国内外で販売差し止め・輸入禁止訴訟を提起しないことを確約した。

\* SEP(Standard Essential Patent) : 標準化機構(SSO:Standard Setting Organization)で採択した標準に含まれる特許で、標準実現に欠かせない特許(例:3G、4G、LTE等移動通信標準関連技術)

\*\* FRAND 条件: 公正、合理的かつ非差別的な(Fair、Reasonable And Non-Discriminatory)条件でSEPをライセンスしなければならないという条件

〈主要内容〉

---

- ① SEPライセンス時FRAND条件の(を)遵守  
-SEPライセンスを公正かつ合理的かつ非差別的な(Fair、Reasonable And Non-Discriminatory)方式で提供する。
  - ② 販売差し止め及び輸入禁止の請求禁止  
-韓国に本社を構えるメーカーが生産したスマートフォン又はタブレットについて、SEPを侵害したという理由で国内外において販売差し止め又は輸入禁止を請求することを禁止する。
  - ③ SEPをライセンスする条件で相手方の特許ライセンスを要求する行為を禁止  
-SEPライセンスを提供する際、相手方の特許(同一の標準関連SEPは除外)ライセンスをMSにも提供するように求める行為を禁止する。
  - ④ SEP譲渡時、譲受人及び再譲受人にも同一な義務負担  
-SEPを第三者に譲渡する場合、(i)当該譲受人が上記①～③の原則を順守し、(ii)当該譲受人が取得したSEPを再譲渡する場合、当該再譲受人に上記①～③の原則を守ることを要求すると同意しない限り、SEPを第三者に譲渡することを禁止する。
- 

ロ. 非標準必須特許(Non-SEP)に関する是正案

□ 非標準必須特許 (Non-SEP\*) に関しては、特許使用料を現行水準以下にし、今後 5 年間譲渡を禁止するとともに、韓国スマートフォン・タブレットメーカーに対し、韓国内外で販売差し止め・輸入禁止訴訟を提起しないことを確約した。

- \* MS が保持する特許のうち、SEP には含まれない特許で、このうち一部はアンドロイド OS に使用される中核技術。他の技術への回避や代替が事実上不可能。  
[例：アンドロイド OS 関連特許として、通信サーバーと形態端末機間のデータ動機化を可能にする特許技術 (EAS: Exchange Active Sync)]

## <主要内容>

- ① Non-SEP ライセンスを引き続き提供  
－韓国内におけるスマートフォン及びタブレットの製造・使用又は販売のための Non-SEP ライセンスを韓国に本社を置くメーカーに引き続き提供する。
- ② Non-SEP ライセンス時、現行の特許使用料率の引き上げ禁止  
－Non-SEP ライセンス時、(i) 価格条件の場合は、現行の特許使用料率を超過しない。  
(ii) 非価格条件の場合は、MS の現行プログラムライセンス条件と実質的に類似した条件を引き続き提供する。ライセンス相手方にこのような価格上限が適用される端末機 1 台当たり使用料方式を選択できる権利を付与する。
- ③ 特許交差使用許諾 (Cross-License) の場合も、価格・非価格条件制限を賦課  
－韓国に本社を置くメーカーが特許使用許諾を通じて MS の Non-SEP の一部を使用している場合、(i) その以外の Non-SEP に対するライセンスを提供し、(ii) 当該ライセンスの特許使用料率は上記②の上限に従い、従来の交差使用許諾の価値によって適切に減額し、(iii) 非価格条件の場合は、MS の現行プログラムライセンス条件と実質的に類似した条件で引き続き提供する。
- ④ 今後 5 年間 Non-SEP の譲渡禁止  
(5 年後譲渡時、譲受人及び再譲受人にも MS の公表された約定義務を負担)  
－同意議決以降 5 年間、Non-SEP を第 3 者に譲渡することを禁止する。5 年後に Non-SEP を第 3 者に譲渡する場合、(i) 当該譲受人が従来の MS のライセンス関連約定を順守し、(ii) 当該譲受人が取得した Non-SEP を再譲渡する場合、当該再譲受人に従来の MS のライセンス関連約定を守ることを要求すると同意しない限り、Non-SEP を第 3 者に譲渡することを禁止する。
- ⑤ 販売差し止め及び輸入禁止の請求禁止  
(スマートフォンメーカーがライセンス交渉に誠実に臨まない場合は除外)



一 韓国に本社を置くメーカーが生産したスマートフォン又はタブレットについて、SEPを侵害したという理由で国内外において販売差し止め又は輸入禁止を請求することを禁止する。ただし、メーカーがライセンス交渉に誠実に臨まないと判断される場合は除外する。

---

## ニ. 事業提携契約 (BCA) に関する是正案

- MS が特定の韓国スマートフォンメーカーと結んだ事業提携契約 (BCA) と関連し、新製品開発及びマーケティング計画等、競争上敏感な営業情報交換の関連条項を削除し、今後このような営業情報を交換しないことを確約した。

### 〈主要内容〉

---

#### ① BCA を修正

一 スマートフォン又はタブレットに関する競争上敏感な営業情報の交換に関する条項及び履行義務を削除する。

#### ② 競争上敏感な営業情報の交換を禁止

一 今後、修正された BCA を履行する過程で、当該国内端末機メーカーとスマートフォン又はタブレット関連し、競争上敏感な営業情報の交換を禁止する。

---

## III. Nokia 審査について

- 公取委は、Nokia が同結合後も継続して保持する特許\*権対しては、現行法上、原則として企業結合の審査対象には含まれないと決定した。

\* Nokia は、同結合で携帯端末機事業部のみ MS に譲渡 (売却) するが、モバイル関連特許は継続して保有する。

※ Nokia は、MS と違って同意議決を申し立てなかったため、別途審査する予定だ。

○ただし、結合後、Nokia の特許権濫用の可能性については今後引き続きモニタリングする計画だ。

## IV. 決定の意義及び今後の計画

- 今回の決定は、サムスン電子や LG 電子等、韓国の携帯端末機メーカーがグローバル企業の横暴により被害を受ける可能性を事前になくすことで、スマートフォン市場の公正な取引秩序を守ったことに意義がある。
- 標準必須特許 (SEP) だけでなく、これまで規制の死角になっていた非標準特許 (Non-SEP) も是正の対象にしたという点で一歩前進した事例である。
- \* SEP は、特許権者の自発的な FRAND 確約で濫用行為が一部制限される効果があるが、Non-SEP はこのような制限がないため、特許濫用に脆弱だ。
- スマートフォンだけでなく、タブレット関連特許や MS の系列会社が保持している特許も是正対象に含める一方、韓国企業が生産したスマートフォン及びタブレットについて韓国内だけでなく、海外における販売差し止め訴訟も制限した。
- \* これは、本件の結合に対する海外 (中国、台湾) の是正措置にはなかった内容である。
- MS の韓国スマートフォンメーカーに対する特許使用料引き上げは、最終的にはスマートフォンの値上げにつながるという点で、消費者利益を保護する効果も期待できる。
- また、企業の結合事件に対して同意議決制度を適用した初めての事例であり、企業結合による将来の競争制限可能性を十分に解消できる広範囲な是正案を策定したという点で同意議決制度の模範事例と評価される。
- 同意議決手続きの開始以降、MS との持続的な協議を通じて、国内業界の懸念事項が十分に解消できるよう、是正案を修正・補完した。
- 公取委は今後も、国内経済に占める割合の高い IT 産業と関連する原材料市場におけるグローバル M&A に対し、深い審査を行うことで MS や Nokia のような特許技術独占事業者による市場支配力の濫用を積極的に防止する計画だ。

#### 2-4 特許庁、中・香の税関公務員を対象に知財研修を実施

韓国特許庁 (2015. 8. 26.)

特許庁と関税庁は、KOTRA と共同で 8 月 24 日から 28 日までの 5 日間、中国・香港税関で知的財産権の保護及び執行業務を担当する公務員 8 人を韓国に招いて知財現場研修

を行うと発表した。

\* 中国 6 人(海関総署、光州、杭州、福州、黄浦、深圳海関)、香港 2 人

今回の研修は、海外税関の韓国ブランドの模倣品に対する積極的な取締りを促そうと、今年 4 月、特許庁と関税庁が共同で開催した中国・香港税関との知財権保護実務会議で韓国側が提案したものである。

招待された海外税関公務員は、特許庁と関税庁、仁川空港税関及びソウル税関等を訪問し、自国の知財権保護の懸案や協力策について話し合い、中国・香港税関における模倣品通関問題で悩まされている企業を訪問して韓国企業の隘路事項を聞く予定だ。今回の研修を通じて、相互理解を深めると同時に、友好関係を築くことができるものと期待される。

25 日には、中国や香港に進出している又は進出を計画している企業を対象に、中国・香港税関への知財権登録制度や取締り制度、中国地方税関の韓国ブランド模倣品取締り事例に関する説明会が開かれた。

26 日には、最近、韓流ブームの影響で中国と香港において韓国化粧品の模倣品の生産及び流通、海外拡散が深刻化していることを受け、化粧品店舗が密集しているミョンドンで主要輸出化粧品ブランドの模倣品識別方法等について取締り公務員に説明する計画だ。

説明会に参加した国内中小企業関係者は「中国・香港税関の模倣品取締り公務員から直接現地の制度や取締り事例等を聞くことができ、中国進出を計画している韓国企業にとって非常に良い機会だった」と話した。

特許庁と関税庁の関係者は「今回の研修をきっかけに、中国及び香港に進出した韓国企業の知的財産権の保護について、現地の担当公務員にさらなる関心と協力をもらうことができるものと期待している」と述べた。

## 2-5 特許庁、9月1日から米韓特許共同審査制度を施行

韓国特許庁(2015. 8. 28.)

□ 自動車バンパー生産業者のハン代表は、2010年にA国とB国に多機能性バンパー発

明に対する特許を出願した。2011年、A国からは特許を受けたが、B国からは同一の発明が存在するとの理由で受けられなかった。

- ハン代表は、担当弁理士からB国が特許を拒絶したときに使った同一の発明により、A国においても特許が無効になる可能性があるとの話を聞いて戸惑った。
- 韓国特許庁は、2015年9月1日から米韓特許共同審査制度を施行すると発表した。
- 特許共同審査制度とは、特許を認定するかどうかを判断する際の決定的要素となる先行技術文献を両国間で共有し、これを基に速やかに審査をする制度であり、
  - 両国の調査結果を事前に共有して審査に活用することで、特許権の法的安定性を向上させるだけでなく、当該申請件に対する優先審査により、両国における特許権の早期取得が可能になる。
  - 2013年の特許関連国際会議で、韓国側が特許品質向上を目的に初めて提案した制度であり、韓国と米国に同一の発明を特許出願した出願人の申請を前提条件としている。
- 特に、米国は世界最大の特許市場であり、韓国企業にとって最大の特許紛争相手国であることから、特許共同審査の役割が期待される。また、同制度を利用すれば、最大4千ドルの米国優先審査申請料が免除され、韓国企業の米国特許取得にかかる時間と費用が軽減される見通しだ。
  - \* 2007～2012年の韓国機魚国際特許紛争件数：米国 709件、日本 152件、ドイツ 65件、台湾 45件、スウェーデン 23件、英国 18件、カナダ 15件の順(出処：特許庁)
- チャン・ワンホ特許審査企画局長は、「特許庁は、総合的な特許品質向上対策を講じ、進めており、その一環として容易に無効にならない強い特許を付与する韓特許共同審査制度を施行する」とし、「今後、中国や欧州、日本など、韓国企業からニーズの高い国へと制度が拡大されるよう努力する」と述べた。
- 詳しい内容については、特許庁のホームページ(韓国：www.kipo.go.kr 米国：www.uspto.gov)に開設された特許競争審査ウェブページにて確認することができる。  
お問い合わせ先：韓国特許庁の特許審査制度課(042-481-5400)

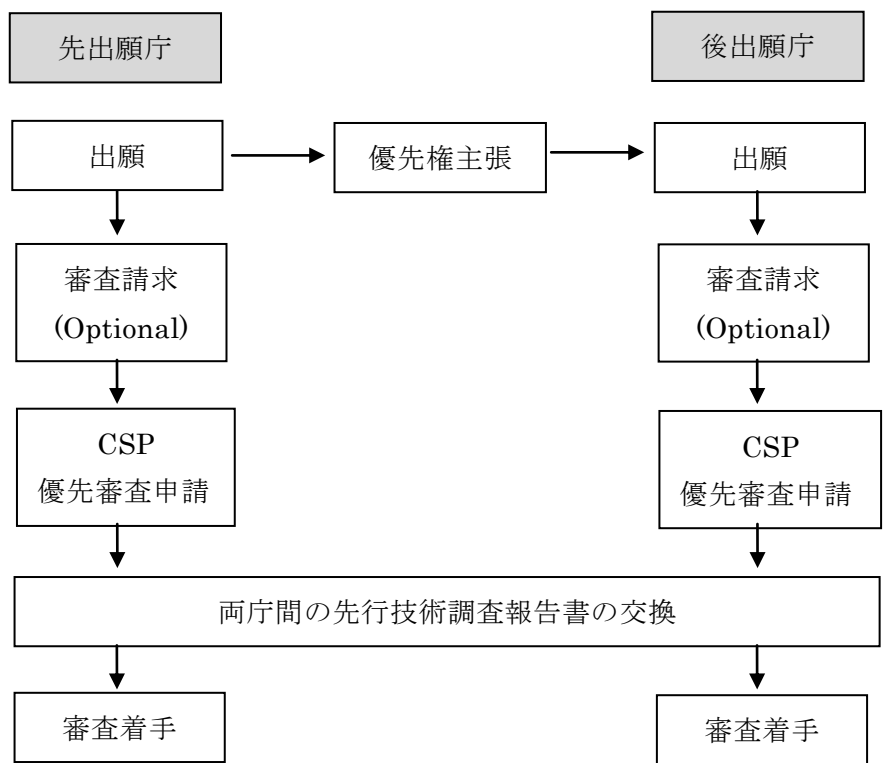
添付 1	特許共同審査制度 (CSP、Collaborative Search Program) の概要
------	---

1. 推進背景

- 複数の国に出願された同一の発明について、ある国では特許が付与され、他の国では特許が拒絶されることが発生している。
  - 韓国特許庁が初めて特許庁間審査協力課題として提案

2. CSP 概要

- (概念) 出願人が申請する場合、両庁は先行技術調査報告書を相互交換し、審査に活用
- (審査手続き)



- ① (出願人) 第 1、2 庁に同一の発明を出願
  - ② (出願人) 第 1、2 庁に審査請求
  - ③ (出願人) 第 1、2 庁に優先審査申請
  - ④ (第 1、2 庁) 先行技術調査報告書の交換
  - ⑤ (第 1、2 庁) 審査着手

### 3. CSP 施行による期待効果

- 特許庁間の審査見解を事前に共有する実質的な業務協力を通じ、特許権の安定性が改善する。
- CSP 施行庁が拡大される場合、米国や中国等主な輸出国に進出した韓国企業の特許早期取得が期待できる。

### 4. 推進日程

- (～2015 年 8 月) 2015 年 9 月施行を目途に、インフラを構築
- (2015 年 9 月) 米韓 CSP を施行
- (継続) 中国、欧州等と CSP 施行を推進中

## 2-6 特許庁・特許法院、特許訴訟弁論大会を開催

韓国特許庁(2015. 8. 31.)

特許庁と特許法院は、8 月 31 日、特許法院にて第 2 回特許訴訟弁論大会を開催すると発表した。

法学専門大学院(以下「ロー・スクール」)における知的財産教育を活性化するとともに、ロー・スクールの在學生に知的財産訴訟の体験機会を提供するという目的で、去年から開催されている同大会は、特許法院と特許庁が共同主催し、韓国発明振興会が主管し、法学専門大学院協議会が後援している。

今年 3 月の 1 カ間、全国にある 25 のロー・スクールの在學生を対象に申し込みを募集した結果、23 のロー・スクールから計 60 チーム(180 人)が申し込んでおり、このうち、準備書面審査を通った 20 チーム(60 人)が本選に進む。南大学が 4 チームと最多で、ソウル大学・仁荷大学・全南大学がそれぞれ 2 チームで後を継いだ。

本選参加チームは原告・被告に分かれ、特許及び商標に対する審決取消訴訟の手続きに沿って弁論を行い、特許法院の裁判官と特許審判員の審判官等は、裁判部を構成して争点把握能力や弁論の論理力、内容の忠実性等を評価する。特に今年は商標分野まで拡大させ、より多様な専攻分野から参加できるようにした。

授賞されるのは、特許部門 8 チーム及び商標部門 4 チームの計 12 チーム(36 人)で、各部門で優勝して特許法院長賞と特許庁長賞を受賞するチームには 300 万ウォンの賞金が授与される。

カン・ヨンホ特許法院長は「将来、法曹界の人材になるロー・スクールの学生が実践経験を通じて専門性を身につけ、国境のない知財紛争において中核的な役割を果たせることを期待する」とし、チェ・ドンギョ特許庁長は、「今回の大会をきっかけに、これからも学校で学んだ知財権理論を実務に生かしていけば、将来、競争力のある人材に成長できると思う」と述べた。

### 模倣品関連及び知的財産権紛争

#### 3-1 米特許庁、アップルの中核特許「丸角」を無効化

電子新聞(2015. 8. 18.)

米特許庁は、アップルとサムスン間の i-phone デザイン特許侵害訴訟の中核である「丸角」デザイン特許、D677 特許を無効化した。この特許(米特許 D618677)は、アップルとサムスン間の特許訴訟控訴審の結果(今年 5 月)、サムスンが支払わなければならなくなった 5 億 4 千 800 万ドル(6 千 477 億ウォン)規模の賠償金の中核となる特許だ。

Phone Arena と Foss patents は 8 月 17 日(現地時間)、米特許庁の中央特許再審部が 8 月 5 日、2013 年サクスンが請求したとみられる i-phone の丸角に関するデザイン特許に対し、このような再審決定を下したと報じた。

これは最終審判でない前提下で出された決定であるが、アップルに特許が再付与される可能性は非常に低いというのが専門家の分析だ。



<米特許庁がアップル-サムスン間の i-phone デザイン特許侵害訴訟の中核である「丸角」デザイン特許、D677 特許を無効化した。これにより、アップル-サムスン間の特許訴訟は、サムスンにとって都合のいい方向に向かったと分析されている。>

特に、今回無効化された D677 特許は、現在係留中のアップル-サムスン間の特許訴訟において中核となる特許であるため、サムスンは今後アップルとの訴訟で有利になるものとみられる。

Foss patents は、米特許庁のこの決定は長引いた再審査の末出されたものであり、裁判よりはるかに意味のある決定であること、米特許法の自明性及び発表された特許内容と関連のあること等を挙げて、アップルに不利な決定だと分析している。

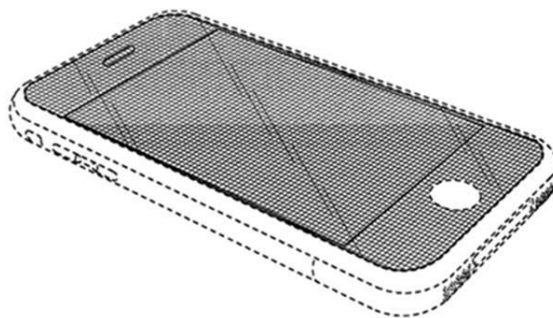
今回の判決は、米連邦巡回裁判所控訴審が今年 5 月、サムスン側にアップルに対する賠償金 3 億 8 千万ドルを減軽してから 3 カ月となる時点では出されたのである。

Phone Arena は、米特許庁がアップルのデザイン特許権を無効化する決定を下したことで、サムスンは約 5 億ドルの特許賠償金を軽減できるようになったと報じた。

D677 と知られているアップルのデザイン特許は、アップルの i-phone のオリジナルデザインを保護するためにサムスンを提訴した際に使用した特許の一つだ。

今回の決定で米特許庁は、アップルがオリジナル i-phone を保護するために特許 D677 に頼ってはいるものの、同特許が提出されたのは 2008 年 11 月であることに注目した。これは、オリジナル i-phone が発表された 2007 年 1 月 9 日からかなり過ぎた後のことだ。

報道によると、アップルが特許 D677 に対しこのような主張をしたのは、2007 年 1 月に申請された 2 つの特許 (D104、D204) と関連があったからだ。しかし、米特許庁は、「アップルがサムスンにより違法使用されたと主張したデザインは、上記の 2 つの特許出願内容に含まれていなかったため、この D677 デザインは前に特許出願した特許日より特許権利益を得ることができない」と判断した。



<米特許庁が 8 月 5 日に無効化した i-phone 丸角に関するデザイン特許 (D618、677) >



米特許庁がアップルの特許権に対し立場を変えたもう 1 つの重要な理由は、先行技術の存在だ。再審文書では、LG 電子の特許(米特許 D546, 313)、シャープ電子の日本特許(JPD1235888)、他に日本デザイン特許(JPD1204221)及びサムスンの米デザイン特許(D546, 313)等がアップルの特許 D677 無効化の根拠として示された。

今年 5 月米連邦控訴裁判所は、サムスンに課されていた賠償金 9 億 3 千万ドルのうち、3 億 8 千 200 万ドルを減らした。この際、裁判所はアップル製品デザイン固有の特徴を意味するトレードドレスにおいて、サムスンによる特許侵害を認めなかった。これにより、サムスンがアップルに支払わなければならない賠償金は 5 億 4 千 800 万ドルに減ったのである。

今回米特許庁が、アップルーサムスン間の特許訴訟の重要な争点となる特許 D677 に対し無効判決を下したことで、今後上告審又は破棄差戻し審判におけるアップル立場は大きく弱くなるものと予想される。

イ・ジェグ記者      jklee@etnews.com

### 3-2 韓国裁判所、「ロッテ、日本商品のデザインを模倣」と判決

電子新聞(2015. 8. 24.)

ロッテ製菓の「ペペロ」限定版のパッケージが日本商品のデザインを模倣したとの判決が出た。ロッテ側は、汎用デザインだと判断したとしており、控訴するかどうかは不明。

ソウル中央地裁民事議意 12 部は 8 月 21 日、日本の江崎グリコ社(グリコ社)が去年 11 月ロッテ製菓を相手取って提起したデザイン権(意匠権)侵害禁止請求訴訟で「原告勝訴」判決を言い渡した。



## < ロッテ製菓「ペペロ」とグリコの「バトンドール」 >

グリコ社が、ロッテ製菓の「ペペロプレミア」の箱のデザインが自社商品「バトンドール」(2012年発売)を模倣したとしてペペロプレミアの全量廃棄を求めた訴訟で、韓国裁判所はグリコ社の主張を認めた。

地裁は判決文で「ロッテ製菓の商品とグリコ社の商品の全体的な審美感が非常に類似しており、箱の配色等(デザインの)構成が酷似している。両商品は、同じ形状の菓子として競争関係にあるだけに、ロッテ製菓がペペロプレミアを製造・販売することでグリコ側の営業上の利益を侵害する恐れがある」と指摘した。

今後判決が確定すれば、ロッテ製菓はペペロプレミアの販売と輸出を中止し、保管中の商品も廃棄しなければならない。

ロッテ側は「ギリアン等、他の海外メーカーも類似した曲線形状の箱を採用しており、汎用デザインだと判断して使用したのである」と反論した。

問題となった商品、ペペロプレミアは限定版として少量製造されたため、販売差し止めによる被害は少ないものとされている。

ロッテは今回の判決に控訴するかどうかについて検討中という。

イ・カンウク記者 wook@etnews.com

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 中国で韓国フランチャイズの商標盗用が増加

デジタルタイムズ(2014. 8. 25)

最近、韓流ブームを追い風に人気を集めている韓国の外食産業が中国内の無断商標出願で悩まされている。

今月 23 日に放送された MBC「時事マガジン 2580」では、韓国の有名フランチャイズブランド商標の無断盗用の実態について報道した。



〈韓国 MBC「時事マガジン」の放送画面〉

同番組では、韓国風デザートカフェ「雪氷(ソルビン)」を始め、オープン焼きのチキン専門店「サンキュママチキン」、蜂巢アリスクリーム専門店「ソフツリー」等の盗用事例が紹介された。

これらのブランドはいずれも中国で店舗を展開しており、大人気を集めている。しかし、中国で運営されている店舗は、韓国本社と正式契約を結ばず、メニューから看板、インテリア、ユニフォームまで韓国ブランドをそのままコピーした偽の店舗だ。

このような偽の店舗が中国で韓国の有名フランチャイズの看板文句やブランド名を巧みに変えた後、オリジナルブランドと見せかけ現地の加盟店募集まですることができる

理由は、中国商標法では、海外有名ブランドの商標権利を認めず、中国内商標先出願を優先視するからだ。

韓国内で約 180 店舗を展開している「サンキュママチキン」は、去年 4 月末、韓国仲介人の紹介で中国法人とマスターフランチャイズ商談を進める過程で、ブランドを盗用された。

中国商標法上の先出願優先制度を悪用した中国法人が「サンキュママチキン」の韓国本社と商談を行った後、中国に帰ってすぐ「サンキュママチキン(Thank u mom)」という商標を出願したのである。

その後中国業者は、杭州などの地域に「サンキュママチキン」のブランド名やメニュー、包装パッケージ、施設設備等をそのままコピーした偽の店舗を次々とオープンすると同時に、韓国本社から正式にノウハウの提供を受けたかのように広告を展開し、加盟店を募集している。

これと関連し、「サンキュママチキン」のパク・デソン本部長は「油に揚げたフライドチキン一色の中国チキン市場において、オープン焼きチキンやピザ、トッポキ等、多様なメニューを販売するチキンカフェコンセプトのサンキュママチキンが、現地の住民に大人気を集めていると聞いた。まだ、韓国のオリジナルブランドが中国に進出もしていないのに、偽の店舗を訪問した人や中国内サンキュママチキンブランドの人気を実感した人から、開業に関する問い合わせが韓国本社に多く寄せられている」と、中国内の偽ブランドの人気について説明した。

パク本部長は続いて「オープンで焼いたが、油で揚げたフライドチキン以上にサクサクの食感を売りにしているサンキュママチキンの味の秘訣は、新米で作られた天然穀物粉にある。看板やインテリアを真似することはできるかもしれないが、本物の味とクオリティーは真似できないと思う」とし、「中国の偽ブランドは、韓国本社と正式の契約を結んで本場からノウハウを学んだかのように虚偽広告を展開して中国現地の支社及び加盟店を募集しており、韓国のオリジナルブランドの信頼と競争力を回復させるため、法的対応を準備している」と話した。

この他にも、パリバゲットを巧妙に変えた「パリピリング」や「トゥルドゥルチキン」を模倣した「ツーツーチキン」等、中国の模倣ブランドによる韓国ブランドの被害が大きくなる一方だ。

一方、同番組では、中国の商標権侵害紛争で商標権を守った「キョチョンチキン」の事例の他に、「中国で商標を不当に先取り又は盗用された際、適切な対応し被害救済等の法的保護が受けられるには、商標権の先登録が求められる」と指摘した専門家のインタビューも紹介された。

インターネットマーケティングチーム

## その他一般

### 5-1 キャンピングカー関連技術の特許出願が急増

韓国特許庁(2015. 8. 24.)

夏休みシーズンを迎え、移動はもちろん、寝泊まりや食事もできるキャンピングカーが人気を集めている。いわゆる「車中泊旅行\*」を楽しむ人の増加に伴い、キャンピングに関する特許出願も増えていることが分かった。

\* 車内で宿泊や食事と済ませながら楽しむ旅行を指す造語

特許庁によると、キャンピングカーに関する国内特許出願は、1990年から2009年までの20年間で73件だった。一方で、2010年から2015年6月までの5.5年間は計153件で、ここ数年間、出願が急増している。実際に、2010年12件、2011年10件、2012年21件、2013年33件、2014年51件、2015年6月時点で26件が出願されている等、大幅に増加した。

年度別でみると、1990年代(計6件)には、年平均0.6件、2000年代(計67件)には年平均6.7件、2010年代(計153件)には年平均27.8件のキャンピングカー関連特許が出願される等、増加基調にある。

キャンピングカー関連特許出願のほとんどは、主に移動利便性や利用環境を向上させるためのキャンピングカー構造に関するものだ。キャンピングカーは、構造によって内部改造式キャンピングカー<sup>1)</sup>、ルーフトップ式キャンピングカー<sup>2)</sup>、モーターキャラバン・トラックキャンパー<sup>3)</sup>、キャンピングトレーラー<sup>4)</sup>、テントトレーラー<sup>5)</sup>等に分けられる。

これらの出願技術を類型別にみると、モーターキャラバン・トラックキャンパーの出願が 69 件と全体(226 件)の 30.5%を占めており、次いでキャンピングトレーラーの出願が 53 件と 23.5%、ルーフトップ式技術が 52 件と 23%を占めている。

その中で、最近ではキャンピングトレーラーとルーフトップ式キャンピングカー関連技術の出願増加が目立っている。

▲キャンピングトレーラー関連の技術出願は、2010 年 3 件、2011 年 5 件、2012 年 9 件、2013 年 11 件、2014 年 12 件と、増加傾向にある。▲従来の乗合自動車の屋根にキャンピング用ルーフテントを取り付けたルーフトップ式キャンピングカーに関する出願も 2010 年の 0 件から 2011 年 1 件、2012 年 5 件、2013 年 9 件、2014 年 17 件と増えた。

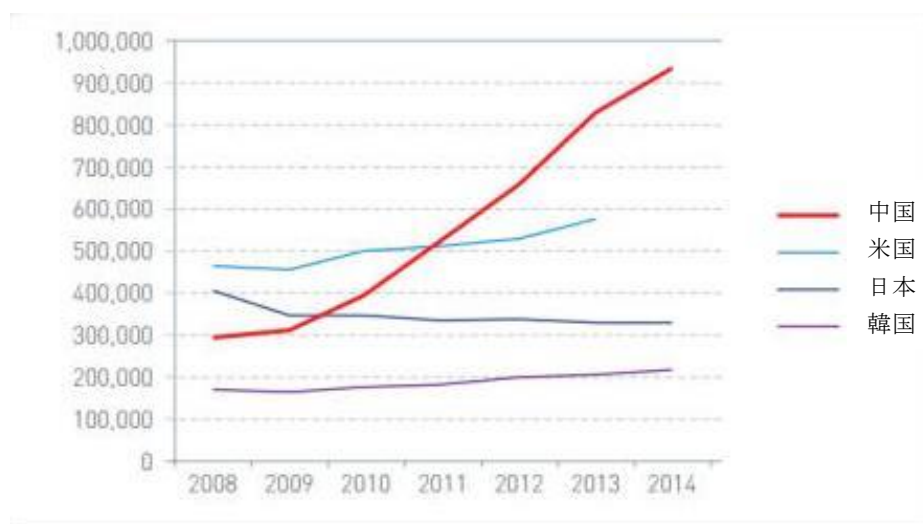
キャンピングカーは、自動車に住居施設を追加した車で、寝室からトイレ、シャワー室、炊事室まで、日常生活に必要な基本施設を備えており、季節に関係なくキャンピングを楽しむことができる。

国内では、現代自動車、チェイルモビル、バンテック D&C、ドゥソン特装車等、ソノウ特装等の企業がキャンピングカーを生産又は従来の車を改造してキャンピングカーを製造している。

特許庁の関係者は「今後、韓国においてキャンピングカーを利用した旅行は馴染みの風景になるだろうと思われる。キャンピング文化の拡散に伴い、キャンピング関連技術の特許出願も増えると予想される」と述べた。

- 
- 1) 従来の商用車を改造し、前方の運転席と後方の生活施設に区分して設計した車
  - 2) 従来の乗合自動車の屋根にルーフテントを設置し、ベッド等の施設を揃えた車
  - 3) 貨物車の荷台部分に住居施設を架装した車
  - 4) 他の車に牽引される形で移動できるように設計された車
  - 5) テントとトレーラーが結合された形態のトレーラー

チャイナパテント(特許法人)が8月25日付けでオンライン海外特許出願サービスを開始する。翻訳や国内代理申請手続きを省略し、申請者がオンラインで作成した出願書を中国専門弁理士の検討後、中国特許庁に提出する、いわゆる「ダイレクト」特許出願サービスである。これからは、コンピューターの前に座ってクリックするだけで中国へ特許出願することができるようになる。



〈2008年以降の主要国特許出願の推移〉

このサービスのすべてのプロセスはオンラインで行われる。申請者は、進み具合をリアルタイムで確認することができる。中国現地に合わせた商標の作名と著作権保護・特許紛争関連相談サービスも提供される。

中国特許登録や管理の重要性が増大することに伴い、特許法律事務所と政府機関は、次々と中国出願に特化したサービスの提供に乗り出している。

これまで国内出願のみ扱っていた特許法人の多くが中国特許出願サービスを開始する。中国特許出願を専門的に行う所も増えている。

特許法人 I&P は、実用新案、意匠、商標等の知財権の出願と審判・訴訟を始め、中国関連の知的財産法務サービスに特化している。

NiPC 国際特許は、中国知財権出願や特許事業化のコンサルティング、翻訳等、海外特許出願に関わるサービスを重点的に提供する。

特許庁と関税庁は、今月 17 日、(社)貿易関連知識財産権保護協会(TIPA)と「アジア主

要 4 カ国 (中国・香港・タイ・ベトナム) 税関における知財権登録マニュアル」を発刊した。海外税関に知財権を登録する方法や税関保護手続き、知財権侵害が摘発された際の処罰等が主な内容だ。

さらに特許庁は、今月初「中国における知財権の活用及び保護ガイドブック」も発行した。同ガイドブックは、韓国企業が中国に進出する前に必ず知っておくべき知財権関連事項や実用新案無審査登録制度、知財権侵害を受けた際の対応策等の内容が盛り込まれている。

中国は、2011 年時点ですでに米国を抜いて「世界 1 位の特許出願国」となった。2013 年の中国特許出願件数は 82 万件と、世界全体の特許出願件数 (260 万件) の 3 分の 1 を占めた。2008 年から 2014 年までの特許出願増加率の年平均も 20.6% と、日本 (-0.3%) と韓国 (3.6%)、米国 (4.1%) をはるかに上回っている。さらに、去年の中国商標出願件数も 200 万件を超える等、13 年連続で世界 1 位の座を守り続けている。

これを背景に、韓国企業・発明者による中国内特許出願件数も大きく増えている。中国国家知識産権局 (SIPO) によると、今年の上半期現在、外国国籍で出願された発明特許は、計 6 万 3 千件と中国全体の 14.9% に上る。このうち、韓国国籍の特許は 5408 件だ。

ヤン・ソヨン記者 syyang@etnews.com

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話 : 02-739-8657/FAX : 02-739-4658 e-mail : [kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます) により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行 : JETRO ソウル事務所 知財チーム